令和5年4月1日に開所予定の認可保育所の皆様へ 年度限定保育事業で4・5歳児室を活用しませんか?

開所後2年程度の4・5歳児枠は、利用希望が少なく、定員が埋まらない傾向があります。横浜市では、この空きスペース等を有効活用し、1、2歳児の「保留児童」を対象に、年度を限定して保育していただく年度限定保育事業(以下、年度限定)を実施しています。ぜひ、貴保育所においても、ご活用をご検討ください。

1 事業の概要(受け入れできる児童の年齢や人数、保育時間などは、施設ごとに異なります。)

1 事業の概要(党门	f入れできる児童の年齢や人数、保育時間などは、施設ごとに異なります。)
区分	内容
実施施設の条件	・4、5歳児室等の空いているスペースを活用し、児童を安全に受け入れられる態勢が確保されている。
	・この事業の児童を受け入れても、「横浜市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例」で定める設備及び運営の基準を満たしている。
事業実施年度	令和5年度(令和5年4月1日~令和6年3月31日)
対象児童	保育所等の利用調整結果「保留」(令和5年4月利用開始の場合、2次利用調整の結果、保育所等の利用が決定していない児童)となった1・2歳児で、次の①②③いずれも該当する方。 ①横浜市内在住の方 横浜市内の保育所等(認可保育所、認定こども園、家庭的保育事業、小規模保育事
	業、事業所内保育事業、横浜保育室)で保育業務に従事する場合には、横浜市外在住の方もご利用できます。 ②利用期間中も「保留」である方
	③利用期間中も保護者のいずれもが「保育の必要性の認定基準」のいずれかに該当 している方
申込方法等	実施施設に直接申込みます。 【必要な書類】 (1)年度限定保育事業利用申請書(第16号様式) (2)令和5年度の施設・事業利用調整結果(保留)通知書の写し (3)【両面】給付認定決定通知書の写し(有効期間に利用開始日が含まれるもの) (4)(該当者のみ)多子減免届出書(第17号様式) (5)その他、実施施設が求める書類(復職証明書、市民税・県民税(非)課税証明書等) 実施施設は、児童及び保護者が利用要件を満たしていることを書類で確認して、利用の可否を決定し、申込者に連絡します。
事業実施日及び時間	実施施設の開所日時と同一です。
利用料等、及び 助成金額	・利用料等は、次ページの「保護者負担額」を上限に、実施施設ごとに設定していただきます。保護者負担額については、実施施設の直接徴収となります。・保護者の負担区分に応じた「横浜市助成金」の額が支払われます。
利用定員設定	・次ページ「3 段階的な利用定員の設定について」をご確認ください。
その他	・障害児保育児童及び特別支援保育児童の加算費があります。・利用児童には、認可保育所等の利用調整時に「調整指数」が適用されます。・利用決定にあたっては、横浜市内の保育所等で働く「保育士、看護師、保健師、助産師、准看護師のお子さん」を対象に、優先的な利用決定にご協力いただきますようお願いします。

2 利用料等及び助成金額について

【月額料金】1人あたり(1・2歳児同額)

	7(0)(2)		市助成全	第2子減免	克対象児童	第3子減免対象児童	
区分	負担区分	保護者負担額(上限)	市助成金 (児童1人 あたり月額)	保護者 負担額 (上限)	市助成金加算額	保護者 負担額 (上限)	市助成金 加算額
基本保育料 (基本保育時間 11時間) (※1)	A∼B	0円	165,000円(※2)	O円	O円	O円	0円
	C~D2	10,000円	155,000円	5,000円	5,000円	O円	10,000円
	D3~D5	20,000円	145,000円	10,000円	10,000円	O円	20,000円
	D6~D8	30,000円	135,000円	15,000円	15,000円	O円	30,000円
	D9~D11	40,000円	125,000円	20,000円	20,000円	O円	40,000円
	D12~D14	50,000円	115,000円	25,000円	25,000円	O円	50,000円
	D15~D27	60,000円	105,000円	30,000円	30,000円	O円	60,000円
延長保育(30分あたり)		1,700円	1,700円	850円	850円	O円	1,700円
間食代		2,500円	_	2,500円	_	2,500円	_
夕食代		7,500円	_	7,500円		7,500円	_

- (※1) 短時間認定の方も、同一料金で基本保育時間(11時間)の利用が可能です。
- (※2)施設等利用費の代理受領分が含まれています。

3 段階的な利用定員の設定について

段階的な利用定員の設定をして、定員区分を下げることにより、公定価格の単価が上がります。 年度限定を実施する保育所については、段階的に利用定員を上げて、認可定員と一致する「段階的 な利用定員の設定」を行うことができます。段階的な利用定員の設定をした場合は次年度以降、利用 定員変更の手続きが必要です。(書類提出先:こども青少年局こども施設整備課)

「利用定員」は、「認可定員」と一致することを基本とし、利用定員を定めようとするときは、子ども・子育て会議の意見を聴かなければなりません。(子ども・子育て支援法 第31条第2項)

利用定員設定の参考例

【A案】「4・5歳児」の保育ニーズが若干名と見込まれる場合

1年目は4歳児室で「4・5歳児」を、5歳児室で「年度限定利用児童」を受け入れ、 2年目は5歳児の新規募集を行わず、5歳児室の一部で「年度限定利用児童」を受け入れます。

【B案】「4・5歳児」の保育ニーズが一定程度見込まれる場合

1年目は4歳児室で「4・5歳児」を、5歳児室で「年度限定利用児童」を受け入れできますが、 2年目は5歳児室にスペースがなく、「年度限定利用児童」の受け入れは困難です。

【C案】「4・5歳児」の保育ニーズがないと見込まれる場合

1年目は4・5歳児の新規募集を行わず、4・5歳児室で「年度限定利用児童」を受け入れ、2年目は5歳児の新規募集を行わず、5歳児室で「年度限定利用児童」を受け入れます。

(認可定員60名の一例)

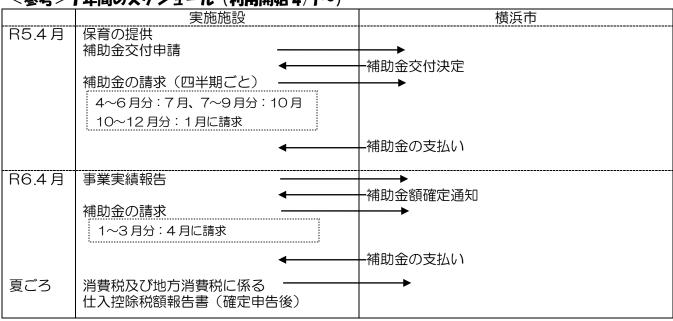
		3 号認定		2 号認定			合計	公定価格の		
			〇歳児	1 歳児	2歳児	3歳児	4 歳児	5 歳児		定員区分
認可定員			0	10	11	13	13	13	60	
利用定員(基本)		0	10	11	13	13	13	60	51~60 人まで	
利 用 定	【A案】	1年目	0	10	11	13 🔍	3 🔪	3	40	31~40 人まで
		2年目	0	10	11	13	^ 13	× 3	50	41~50 人まで
	【B案】	1年目	0	10	11	13 🔍	11 <	3	48	41~50 人まで
		2年目	0	10	11	13	^ 13	→ 11	58	51~60 人まで
	【C案】	1年目	0	10	11	13 🔍	_	_	34	31~40 人まで
		2年目	0	10	11	13	^ 13	_	47	41~50 人まで

^{※3}年目は認可定員と利用定員を一致させます。

4 事業実施に向けたスケジュール

4 47	争未夫心に叫「た人'' アュール						
	横浜市(区役所)	実施施設					
R4年	実施検討施設との調整	事業実施に向けて、ご検討いただきます。					
10月		(受入場所、受入人数、保育士の確保状況等)					
******		*					
12月	・ 最終意向確認 4・5歳児の申	請状況を把握し、実施に向けた最終調整を行います。					
DEÆ	下旬:1次の結果、保留となった方に	上旬: 年度限定型保育事業の事業実施届(第1号様式)を区					
R5年 1月	「年度限定保育事業」の実施施設を	役所(園所在区)を通じて、保育対策課へ提出します。					
	ご案内します。						
	 上旬:2次の結果、保留となった方	2次結果通知発送の翌日~					
3月	この・とのの結果、休留となった方 に「年度限定保育事業」の実施施設	保留となった方の年度限定型保育事業の利用申込受付を開始					
	をご案内します。	します。実施施設が利用の可否を決定し、保護者に連絡します。					
ļ	でし米/100より。	しより。大旭旭政が利用の引口で大足し、休暖日に建稲しより。					
4月		1日:保育開始					

<参考>1年間のスケジュール(利用開始 4/1~)



【事業についてのお問い合わせ先】

横浜市こども青少年局 保育対策課 年度限定担当;木村、星、渡部、齋藤

TEL 045-671-4469

【実施届の提出先】

実施保育所の所在する各区こども家庭支援課